

みどり
水土里ネット
羽島用水

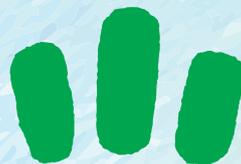


写真／県単事業 足近排水路護岸改良工事

令和4年4月現在の受益面積及び組合員数

市 町	岐 阜 市	各 務 原 市	羽 島 市	岐 南 町	笠 松 町	合 計
受益面積 (ha)	49.8	257.6	774.6	114.9	144.5	1,341.4
組合員数 (人)	403	1,456	2,505	735	755	5,854

※排水受益を含む



みどり
水土里ネット

地域に生きる木曾の清流

発行／羽島用水土地改良区
岐阜県羽島郡笠松町新町42
TEL (058) 388-2626
FAX (058) 387-7274
URL <http://www.hashimayousui.jp>
E-mail info@hashimayousui.jp

理事長あいさつ

羽島用水土地改良区 理事長 高橋 伸治



新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当改良区の運営、事業の推進につきまして格別のご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、3月にまん延防止等重点措置区域の指定は全国で解除されましたが、依然、新規感染者数が高止まりしており、この事態が1日も早く終息し、安心して生活ができることを願うばかりでございます。

さて、去る3月24日に開催されました第54回通常総代会におきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、原則書面による開催となりましたが、提出しました全6議案は原案のとおり可決をいただきました。また、役員任期満了による役員改選により、理事14名、監事6名が選任されました。4月19日開催の役員会では、新たに選任された理事の方々の御推挙をいただき、引き続き理事長の大役を担うことになりました。微力ではありますが、土地改良区の健全な運営は元より、組合員の皆様のご期待に応えるべく職責を全うする所存でございますので、ご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。副理事長には引き続き羽島市の岩田悟さんにご就任をいただいております。この場をお借りしましてご報告申し上げます。

令和4年度から複式簿記を導入させていただきます。一般会計予算については、前年度より28,740千円増の273,612千円でございます。主に県単事業、改良区営事業費の増によるものでございますが、引き続き経費節減に努力してまいります。尚、複式簿記導入に伴い特別会計は廃止させていただきます。

今年度の通水状況でございますが、4月21日からすでに通水しており、受益地区全域に配水するよう最大限の努力をしております。与えられた取水量には限りがありますので、今後とも貴重な農業用水の効率的な水管理にご協力をお願いいたします。

令和3年度より、国営総合農地防災事業「新濃尾地区」において、犬山頭首工左岸導水路余水吐施設に農業用排水施設にかかる維持管理費の負担軽減を図るため、小水力発電施設の工事が着工されました。令和6年度より運用開始予定でございます。

管内の県営土地改良事業の実施状況でございますが、パイプライン化後の上部の整備につきましては、県営農村環境整備事業「羽島用水6期地区」により羽島市正木町地内で引き続き施工予定でございます。

また、県営湛水防除事業「逆川地区」につきましても、「逆川2期地区」、「逆川3期地区」として引き続き導水路工事が実施されます。尚、現在事業計画の変更による法手続きが進められており、変更内容は導水路の延長の減及び逆川排水路狭窄部拡幅を一旦除外する計画で、資格者の皆様に同意徴集を行う必要がありますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

予算の確保が大変厳しい状況ではございますが、国、県、関係市町のご協力を賜り組合員皆様の負託に応えてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、土地改良区の使命達成に向け、役職員一丸となって努力して参りますので、組合員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

第54回 通常総代会開催される

第54回通常総代会は去る3月24日（木）午後1時30分より、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、原則書面による議決を採用し、本土地改良区会議室において総代67名中6名出席、書面での出席59名、欠席2名により開催され、議長に岩田壽総代（第9区）を選出して議事に入り、提出議案6案件について審議がなされ、いずれも原案のとおり可決されました。



岩田議長

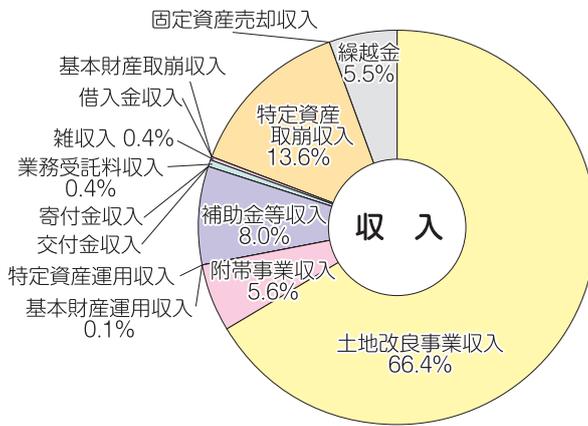
議 案

- 第1号議案 令和3年度一般会計・特別会計収支補正予算について
- 第2号議案 令和4年度事業計画並びに一般会計収支予算について
- 第3号議案 令和4年度組合費及び地区除外決済金の賦課基準・賦課徴収時期・徴収方法について
- 第4号議案 一時借入金について
- 第5号議案 預入金融機関について
- 第6号議案 役員(理事・監事)選任について

令和4年度 一般会計予算

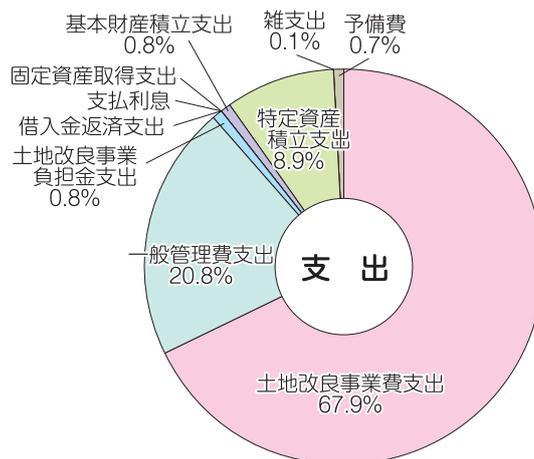
収 入

款	予算額(千円)
土地改良事業収入	181,781
附 帯 事 業 収 入	15,283
基本財産運用収入	224
特定資産運用収入	18
補 助 金 等 収 入	21,999
交 付 金 収 入	2
寄 付 金 収 入	1
業 務 受 託 料 収 入	1,110
雑 収 入	1,081
借 入 金 収 入	2
基本財産取崩収入	1
特定資産取崩収入	37,108
固定資産売却収入	2
繰 越 金	15,000
合 計	273,612



支 出

款	予算額(千円)
土地改良事業費支出	185,819
一般管理費支出	56,782
土地改良事業負担金支出	2,202
借入金返済支出	2
支払利息	2
固定資産取得支出	2
基本財産積立支出	2,235
特定資産積立支出	24,368
雑 支 出	200
予 備 費	2,000
合 計	273,612



令和4年度 賦課金・地区除外決済金について

令和4年度賦課金・地区除外決済金は通常総代会で下記の通り決定しました。

経常賦課金

地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	6,300 円
	畑	3,150

特別賦課金(新濃尾用水事業基金)

地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	200 円
	畑	100

地区除外決済金

地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	295,100 円
	畑	147,550

※1筆につき手数料1,000円

※一定の要件を満たす農地転用決済金等については譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。
詳しくは、税務署の資産課税(担当)部門におたずねください。

令和2年度 決算(令和3年10月5日 臨時総代会で承認)

一般会計

収入

款	決算額(円)
組合費	49,924,080
財産収入	266,007
使用料	15,659,504
補助金	27,345,750
交付金	0
寄付金	0
雑収入	8,407,773
借入金	0
繰越金	24,073,743
繰入金	19,193,000
負担金	74,123,499
合計	218,993,356

支出

款	決算額(円)
事務費	67,938,516
事務所費	3,488,499
選挙費	0
維持管理費	101,474,407
適正化事業費	1,530,000
土地改良管理事業費	632,500
土地改良事業費	6,498,800
委託費	0
借入償還金	0
負担金	7,812,818
諸費	3,411,859
建設費	0
繰出金	6,327,627
予備費	0
合計	199,115,026

差引差額(翌年度繰越金) 19,878,330円

特別会計(地区除外決済金)

収入

款	決算額(円)
決済金収入	37,292,991
繰越金	217,804,091
雑収入	517,000
合計	255,614,082

支出

款	決算額(円)
繰出金	19,193,000
過年度支出	0
予備費	0
合計	19,193,000

差引差額(翌年度繰越金) 236,421,082円

ストップ!不法投棄 ～不法投棄を撲滅させましょう～

水路にゴミや刈り取った草等を捨てられますと、水路が詰まって水が溢れることがあり大変危険です。

不法投棄の罪は重く、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金が科せられます。

たとえ捨てたのがビン、缶、紙くすのちょっとした家庭ゴミであっても、この行為は不法投棄であり犯罪行為です。厳しい処罰の対象となります。

また、撤去処理には多額の費用(賦課金)が必要となります。当土地改良区では、悪質な不法行為に対しては、直ちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。



土地改良区功労者表彰

令和4年3月24日（木）に開催された第54回通常総代会において、土地改良事業に対する長年の功績を称え、次の方々が表彰されました。（※敬称略）

〈総代〉 10年以上
 第9区 足立和俊
 第10区 岩田悟
 第12区 花村直良

受賞されました方々のご功績を心から感謝申し上げ、今後益々のご健勝をお祈りいたします。



新役員が決定されました

令和4年3月24日（木）に開催された第54回通常総代会において、任期満了に伴う新役員の方々が選任されました。（敬称略）
 任期：令和4年4月28日～令和6年4月27日

役職名	氏名
理事長	高橋伸治
副理事長	岩田悟
会計担当理事	松原悟
理事	田中敏裕
//	杉江一郎
//	西尾武
//	岩井孝朗
//	遠藤勝美
//	丹羽民和
//	奥村裕
//	大橋勝好
//	花村直良
//	道家保義
//	馬場一光

役職名	氏名
総括監事	小島道弘
第1監事	日比野繁喜
監事	葛谷文春
//	齋藤文彦
//	臼井義博
//	永田肇

用排水調整委員

役職名	氏名
委員長	花村直良
副委員長	岩井孝朗
委員	杉江一郎
//	西尾武
//	奥村裕
//	道家保義

令和4年度 羽島用水取水計画

期間	取水計量m ³ /S	備考
4月 1日～ 4月20日	0.00	
4月21日～ 5月22日	3.50	苗代
5月23日～ 6月20日	6.52	代掻き・田植え・普通期
6月21日～ 7月19日	6.50	//
7月20日～ 7月26日	3.50	中部地区 断水(中干し)
7月27日～ 9月21日	6.50	出穂期・普通期
9月22日～10月 6日	3.50	
10月 7日～翌年3月31日	0.06	

※許可水利権により取水しております。早期栽培には十分な水量確保ができませんのでご了承下さい。
 ※気象条件等により変更する場合があります。また、下記の場合は犬山頭首工において取水水門が全閉となりますので通水不可となります。
 ①地震発生の場合 1) 震度5以上の場合
 2) NTT回線が寸断された場合
 ②木曾川洪水量3千m³/sを超えた場合

お願い

農業用水は水利権に基づき取水し、基幹水路から分水しておりますが、分水後の管理は各地域で調整を行い、水の有効利用をお願いします。

また、田の取水栓(横断管含む)、排水口は個人の財産ですので自己管理をお願いします。

お く や み

理事 船渡久洋氏が去る令和3年10月3日にご逝去されました。生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに深く感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り致します。



羽島用水土地改良区施行事業

令和3年度は県単事業4地区、市町協同事業44地区、改良区単独事業60地区の工事を施行いたしました。

県単事業 蓮池巻上機設置工事



市町協同事業 足近南排水路上流浚渫工事



野中用水路改良工事



◆組合賦課金の納入について◆

【賦課金の納期内完納にご協力ください。】

賦課金の納期限及び口座振替日は **令和4年5月27日(金)**です。 ※月末ではありません

羽島用水賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

口座振替のご案内

○次の金融機関の本支店を口座振替にご利用いただけます。

銀 行	岐 阜	・十六	・大垣共立					
	愛 知	・名古屋	・愛知	・中京				
	三 重	・百五	・三十三					
	そ の 他	・静岡	・清水	・滋賀	・福井	・北國		
		・北陸	・富山第一	・中国	・トマト	・八十二		
		・北海道	・山口	・関西みらい	・富山	・北九州	・楽天	
都 銀	・三菱UFJ	・みずほ	・りそな	・埼玉りそな	・三井住友			
信 託	・三井住友信託							
信 用 金 庫	岐 阜	・岐阜	・大垣西濃	・関	・東濃	・八幡	・高山	
	愛 知	・愛知	・いちい	・岡崎	・蒲郡	・瀨戸	・瀬戸	
		・知多	・中日	・東春	・豊川	・豊田	・豊田	
		・豊橋	・西尾	・半田	・尾西	・碧海	・碧海	
三 重	・北伊勢上野	・桑名三重	・津					
そ の 他	・遠州	・島田掛川	・浜松磐田	・湖東	・長浜	・長浜		
	・滋賀中央	・京都	・京都中央	・金沢	・興能	・興能		
	・のと共栄	・はくさん	・高岡					
信 用 組 合	岐 阜	・岐阜商工	・飛騨	・益田	・岐阜県医師	・イオ		
	愛 知	・愛知県中央						
農業協同組合 (JA)	岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・静岡県・長野県のすべての農業協同組合							
労働金庫	東海労働金庫							
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行							

◎ご注意ください!

賦課金を納期限内に納入されない組合員に対して滞納処分的前提となる督促状により督促をいたしております。
 賦課金が納入期限までに完納されない場合は、納入期限の翌日から納付日までの期間に応じて、年14.6%の延滞金、並びに督促状を発した場合には、督促手数料相当額を過怠金として徴収されることとなりますので、期限内納入にご協力下さい。

口座振替等に関するQ&A

- Q1 賦課金の納付を口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きはどこでするのですか。**
A 羽島用水土地改良区総務課で手続きをお願いします。電話でお問い合わせいただき、郵送でも手続きが可能です。
- Q2 口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きをするのに何が必要でしょうか。**
A 申込みに必要なものは、下記のものです。
 ● 賦課金口座振替依頼書(羽島用水土地改良区に備え付けてあります)
 ● 預貯金通帳(金融機関、支店名、種目、口座番号が分かるもの)
 ● 通帳使用印鑑
- Q3 口座振替の領収書が欲しいのですが。**
A 羽島用水土地改良区にご連絡いただければ、「賦課金納入証明書」を送付させていただきます。
- Q4 1期(5月)までは納付書により、現金で納めていましたが、2期(10月)の賦課金から口座振替(自動払込み)を申し込みたいと思います。申し込みはできますか。**
A 年度の途中からでも口座振替(自動払込み)を申し込むことができます。8月末までにお申し込みください。
- Q5 郵便局で現金納付したいのですが。**
A 郵便局の窓口にて現金納付をご希望の方は、ご連絡をいただければ郵便局用の払込取扱票を送付させていただきます。

ごぞんじですか?自己申告 こんな時は必ず届出をお願いします

◆組合員の資格等に変更があったとき

賦課金は毎年4月1日を基準に賦課されますので、土地改良区に届出されないと変更することができません。次の場合は、毎年3月末日までに届出をしてください。もし届出がなければ、従来通り賦課されます。(法第43条)

1. 組合員が死亡した場合
2. 農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
3. 農業者年金等による経営移譲

農業委員会の承認、登記が完了していても届出をされないと、従来の組合員に賦課金が課せられますので必ず届出をして下さい。



組合員のみなさんの質問にお答えします。

Q1 賦課金額はいつ決まるのですか?

A

賦課金は「土地改良法第36条」及び「羽島用水土地改良区定款」の規定により、土地改良区の事業に要する経費に充てるため、組合員に賦課徴収されます。

毎年3月に開催される通常総代会で決定されます。

今年度は3月24日に開催され、決定されました。

Q2 賦課金は転作地や休耕地にもかかるのですか?

A

当土地改良区の賦課金は、水道のように使用水量により賦課されるのではなく、施設の工事費や維持管理費等に必要経費を面積により算定していますので、**転作地や休耕地にも賦課金はかかります。**

Q3 農地転用決済金とは?

A

決済金は「土地改良法第42条第2項」及び「地区除外等処理規程」の規定に基づき、徴収するものです。農地を転用した場合に徴収することから、「農地転用決済金」又は、「地区除外決済金」といわれます。

農地を宅地に転用し、土地改良区から地区除外する組合員が土地改良区の将来の維持管理費等に相当する費用を一括して支払うことにより、残った組合員の負担が過重にならないようにするものです。

田を畑とする場合にも土地改良区に対し手続きが必要です。その場合でも決済金の納付が必要ですのでご注意ください。

未決済の場合は、継続して賦課金が徴収されます。

Q4 農地を公共用地(道路など)として県や市に譲渡した場合は?

A

道路、河川など公共用地として買収、寄付された農地についても、土地改良区に届出と農地転用決済金の納付が必要です。届出がなければ、従来どおり賦課されます。

Q5 家庭雑排水等を排水路へ放流したいときはどうなるのですか?

A

家庭や事務所からの排水は都市排水といって、本来は下水道で処理されるべきものでありますが、下水道が整備されていない地域では農業用の排水路に放流されているのが現状です。

当土地改良区では地元総代の同意をもとに検討したうえで、やむを得ないものとして許可することにしています。浄化槽の排水、家庭雑排水、工場排水、営業排水等を当土地改良区の区域内に放流したいときは、あらかじめ許可を取って下さい。